

福岡市公報

令和 7 年 3 月 31 日 第 7132 号(別冊 18)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	次	ページ
○福岡市消防本部組織規則の一部改正（第 47 号）	1	1
○福岡市消防事務における規制に関する手数料条例施行規則の一部改正（第 48 号）	2	2

規則

福岡市消防本部組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第 47 号

福岡市消防本部組織規則の一部を改正する規則

福岡市消防本部組織規則（昭和 38 年福岡市規則第 51 号）の一部を次のように改正する。

「職員支援係

第 2 条第 1 号中「職員支援係」を 服務指導課 に改め、同条第 5 号中
服務指導係」

「違反是正推進係	「査察推進係
違反処理第 1 係	違反処理係
違反処理第 2 係	を 違反処理係 に改める。
防災センター	防災センター
管理係	市民啓発係」

第 3 条職員課の分掌事務の次に次のように加える。

服務指導課

(1) 公務員倫理に関すること。

第 3 条予防課の分掌事務中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 予防救急に関すること。

別表第 1 1 特命担当の課長の表総務部の項を次のように改める。

総務部	総務課	企画調整	1
	管理課	事業推進	1

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第48号

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例施行規則の一部を改正する規則
福岡市消防事務における規制に関する手数料条例施行規則（平成12年福岡市規則第82号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（手数料の減免）

第 3 条 条例第 6 条の規則で定める災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第 2 条第 1 項に規定する激甚災害
- (2) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第 1 条第 1 項に規定する災害
- (3) その他市長が特に必要と認める災害

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。